平成２５年（フ）第４０８号
北九州市門司区奥田４丁目３番１―404号
債務者　安藤　弘江
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第７１号
佐賀県佐賀市若楠１丁目８番29号
債務者　谷口　　圭
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第７２号
佐賀県佐賀市若楠１丁目８番29号
債務者　谷口　裕子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第１７８号
鹿児島県鹿児島市田上７丁目26番８号
債務者　米森　直子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２５年（フ）第２２１号
鹿児島県鹿児島市上之園町30番地５　第２甲南パークマンション103号
債務者　大坪富貴子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２５年（フ）第２３９号
鹿児島県鹿児島市唐湊２丁目11番５号　アンジェロハイム唐湊Ａ棟302号
債務者　中村　麻弥
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２５年（フ）第２４４号
鹿児島県いちき串木野市浜ケ城12343番地１　鏡進アパート305号室
債務者　木原　　瞳
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２５年（フ）第２８号
群馬県桐生市川内町５丁目278番地
債務者　加藤　一成
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２５年（フ）第２２６号
金沢市金石西４丁目７番19―３号
債務者　紬野　禎浩
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
金沢地方裁判所
平成２５年（フ）第３８号
岐阜県可児市広眺ケ丘６丁目15番地、前住所岐阜県可児市矢戸526番地２　ＮＣＣ社宅４棟
債務者　内村　知美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部
平成２５年（フ）第４４号
岐阜県可児市土田5305番地　パナハイツ富士Ｂ―10、前住所岐阜県多治見市大正町１丁目51番地　メゾンルックＢ―201
債務者　松浦　勝美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部
平成２５年（フ）第１１７号
三重県四日市市笹川８丁目94番地　サンメゾン笹川２Ｆ
債務者　三輪　幸正
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２５年（フ）第１２３号
三重県四日市市川島新町212番地１　ドミールマリノⅡＣ―102
債務者　魚野　陽平
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２５年（フ）第５９７号
京都市下京区東中筋通五条上る天使突抜２丁目400番地１、前住所京都府京丹後市峰山町杉谷1125番地
債務者　澤井　　都
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第６２７号
京都市伏見区醍醐中山町39番地の２　市営住宅醍醐中山団地28―106
債務者　前林　周平
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第６４５号
京都府宇治市広野町西裏28―５　ハイツ長東203、住民票上の住所京都府宇治市広野町西裏25番地　パル大久保213号
債務者　真鍋　智美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第６４９号
京都市南区吉祥院中河原西屋敷町34番地　ビラ・デ・リンネ303号
債務者　永田　勝利
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係